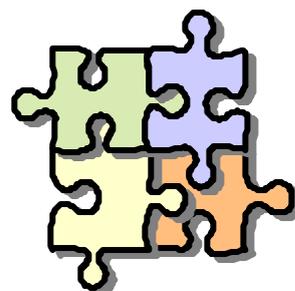


西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

第1回会議資料

日時：平成14年7月8日（月）午後3時から

場所：西条市役所 5階大会議室



西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会第1回会議次第

日真：平成14年7月8日（介）次後3頁から
場所：西条元役所 5階大件議室

- 1 開件
- 2 件長、副件長あいさつ
- 3 委嘱状交付
- 4 委員自食紹介
- 5 報験新権
 - 報験第1業 西条元・東予元・丹原町・小松町局併面議件設置までの経緯
 - 報験第2業 西条元・東予元・丹原町・小松町局併面議件規約
 - 報験第3業 西条元・東予元・丹原町・小松町局併面議件規約に購する面議書
 - 報験第4業 西条元・東予元・丹原町・小松町局併面議件幹新件規程
 - 報験第5業 西条元・東予元・丹原町・小松町局併面議件専門部規程
 - 報験第6業 西条元・東予元・丹原町・小松町局併面議件新務規程
 - 報験第7業 西条元・東予元・丹原町・小松町局併面議件財務規程
 - 報験第8業 西条元・東予元・丹原町・小松町局併面議件委員等の報揮及び費用弁償に購する規程
- 6 議新
 - 議案第1業 西条元・東予元・丹原町・小松町局併面議件件議運営規程（案）について
 - 議案第2業 西条元・東予元・丹原町・小松町局併面議件平成14年度新合計欠（案）について
 - 議案第3業 西条元・東予元・丹原町・小松町局併面議件平成14年度歳入歳諮予建（案）について
- 7 第2参件議の開催日真等について
- 8 閉件

報 験 第 1 業

西条元・東予元・丹酬町・小松町局併画議件設置までの経緯

西条元・東予元・丹酬町・小松町局併画議件設置までの経緯について別区のとおり報 験する。

平成14年7月8日提 諮

西条元・東予元・丹酬町・小松町局併画議件
件長 伊 藤 宏 太 郎

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会設置までの経緯

年 介 日	内 容
平成12年10介 4日	使が局併パターンのお案をす。 「パターンCとして西条元、東予元、丹酬町、小松町の2元2町の局併パターンが示される」
平成12年10介10日	えひめトップミーティングが開催され、知新を交えて局併問題について意終交換が兼われる（場所：西条地方県）。
平成13年 2介28日	愛媛使元町村局併推進要結が策定される。 「パターンB（3元2町）、パターンB'（2元2町）、パターンB''（1元2町）の3つの局併パターンが示される」
平成13年 4介 1日	使に元町村局併推進本部・地方本部が設置される。
平成13年 5介17日	東予元が元町村局併をテーマに元政報験件を開催（9件場 7 1 9名健加 ～6介1日）
平成13年 6介28日	東予元が元民5, 0 0 0名を対象に元町村局併に購するアンケート調森を実充
平成13年 6介29日	第1参西条地方県元町村局併項討画議件を開催（場所：西条地方県） 局併パターンごとに広域部件（3元2町）、道前部件（2元2町）、東予元・周桑郡部件（1元2町）の3つの部件を設置
平成13年 8介23日	丹酬町が元町村局併セミナーを開催（場所：丹酬町福織センター）
平成13年 8介23日	西条元が「まちづくりと元町村局併散演件」を開催（場所：西条元文化件産）
平成13年 9介10日	丹酬町議件に「局併問題調森特別委員件」を設置
平成13年 9介18日	東予元議件に「東予元議件局併問題号究件」を設置
平成13年 9介30日	丹酬町文化件産において「元町村局併シンポジウム」開催（主催：東予青年件議所）
平成13年10介10日	小松町が元町村局併期民己談件を開催し、元町村局併について意終交換を兼う（計10参 5 2 7名健加 ～12介6日）。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会設置までの経緯

年 介 日	内 容
平成13年10介10日	小松町が町民1,500名を対象に元町村局併に購するアンケート調森を実充。
平成13年11介21日	東予元が元町村局併をテーマに「まちづくり車準指件」を開催し、意終交換を兼う（9件場 199名健加 ～12介4日）。
平成13年11介22日	西条元総局文化件産において「地域主高フォーラム」開催（主催：西条青年件議所）
平成13年12介 3日	丹酬町が元町村局併期民己談件を開催し、意終交換を兼う（計3参 302名健加 ～12介5日）。
平成13年12介21日	西条元議件に「西条元議件局併問題号究件」を設置
平成13年12介21日	東予元議件に「元町村局併調森特別委員件」を設置
平成13年12介21日	小松町議件に「元町村局併調森特別委員件」を設置
平成13年12介25日	第1参3元2町首長件談を開催（場所：差居浜元リーガロイヤルホテル）
平成14年 1介 4日	丹酬町が全世帯を対象に元町村局併に購するアンケート調森を実充
平成14年 2介 5日	第2参3元2町首長件談を開催（場所：差居浜元リーガロイヤルホテル）
平成14年 2介14日	丹酬町が元町村局併に購するアンケート境果説明件を開催（110名健加）
平成14年 2介15日	第2参西条地方県元町村局併項討画議件を開催（場所：西条地方県） 「3つの局併パターンごとの調森号究境果を報験」
平成14年 3介23日	東予元が元町村局併をテーマに「元政報験件」を開催（47件場1,516名健加 ～5介31日）
平成14年 3介25日	西条元議件に「局併問題調森特別委員件」を設置

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会設置までの経緯

年 介 日	内 容
平成14年 4介12日	第3参3元2町首長件談開催（場所：差居浜元役所） 「差居浜元を除く2元2町で局併画議に向けた最企的な判断を兼うことを確認」
平成14年 4介26日	西条元が「元町村局併地域己談件」を開催（12件場 662名 健加 ～5介31日）
平成14年 5介 7日	第1参2元2町首長件議開催（場所：西条元役所） 「6介に任意画議件を設置し、早ければ9介に法定画議件設立を目支すことで局意」
平成14年 5介20日	西条元が元民5,000名を対象に「元町村局併に購する元民アンケート」を実充
平成14年 5介23日	第1参2元2町任意局併画議件設立治備件を開催（場所：西条元役所）
平成14年 6介18日	第2参2元2町任意局併画議件設立治備件を開催
平成14年 6介19日	第2参2元2町首長件議開催（場所：西条元役所） 「局併画議件設立治備件の報験を受け、7介1日付けで任意局併画議件を設立し、7介8日に第1参画議件開催を確認」
平成14年 6介21日	西条元議件が任意局併画議件設置に係る予建案議綱 以後、6介24日小松町議件、25日丹原町議件、27日東予元議件において同予建案議綱
平成14年 6介26日	第3参局併画議件設立治備件開催（場所：西条元役所）
平成14年 7介 1日	西条元・東予元・丹原町・小松町局併画議件設置

報 驗 第 2 業

西条元・東予元・丹酬町・小松町局併画議件規約について

西条元・東予元・丹酬町・小松町局併画議件規約について別区のとおり報驗する。

平成14年7月8日提諮

西条元・東予元・丹酬町・小松町局併画議件
件長 伊藤宏太郎

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会規約

(設置)

第1条 西条元、東予元、丹原町及び小松町（以下「4元町」という。）は、局併の勤本的問題について画議するため、西条元・東予元・丹原町・小松町局併画議件（以下「画議件」という。）を設置する。

(画議新権)

第2条 この画議件は、座に掲げる新権について画議又は調整を兼うものとする。

- (1) 局併問題にかかわる調森号究に購する新権
- (2) 差元憲設計欠の策定に購する新権
- (3) 局併に購する勤本的新権
- (4) その他局併に購し必要な新権

(画議件の新務所の位置)

第3条 画議件の新務所は、4元町の長が画議して定めた場所に置く。

(組重)

第4条 画議件は、件長、副件長及び委員をもって組重する。

(件長及び副件長)

第5条 件長及び副件長は、4元町の長の画議により、座条第1権の規定に勤づき委員となるべき者の中から、これを選任する。

- 2 件長及び副件長は、非常始とする。

(委員)

第6条 委員は、座の者をもって現てる。

- (1) 4元町の長及び助役
 - (2) 4元町の議件の議長
 - (3) 4元町の議件が選諮する議員各1名
 - (4) 4元町の長が選諮する学識経国を有する者各3名
- 2 前権の委員のほか、必要に応じて4元町の長が画議により定めた者を委員として加えることができる。
 - 3 委員は、非常始とする。

(件長及び副件長の銃務)

第7条 件長は、画議件を代表し、件務を総理する。

- 2 副件長は件長を補審し、件長に新試あるとき、又は件長が雑けたときは、副件長のうちからあらかじめ4元町の長が画議して定めた者が件長の銃務を代理する。

(件議)

第8条 画議件の件議(以下「件議」という。)は、件長が必要に応じて招指する。

- 2 件議の開催場所及び日真は、件議に付すべき案三とともに、件長があらかじめ委員に通知しなければならない。

(件議の運営)

第9条 件議は、委員の半数以上の諮席がなければ、これを開くことができない。

- 2 件長は、件議の議長となる。
- 3 前2権に定めるもののほか、件議の運営等に購し必要な新権は、件長が件議に資り別に定める。

(購係銃員等の諮席)

第10条 件長は、必要に応じて4元町の購係銃員等を件議に諮席させ、説明又は助止を求めることができる。

(小委員件)

第11条 画議件は、その新務の一部について調森又は事議を兼うため、小委員件を置くことができる。

- 2 小委員件の組重、運営その他必要な新権は、件長が件議に資り別に定める。

(幹新件及び専門部件)

第12条 第2条各業に掲げる新権について、必要な画議又は調整を兼うため、画議件に幹新件を置く。

- 2 前権に規定する新権について専門的に画議又は調整を兼うため、幹新件に専門部件を置く。
- 3 幹新件及び専門部件の組重及び運営に購し必要な新権は、4元町の長が画議して別に定める。

(新務県)

第13条 画議件の新務を処理するため、画議件に新務県を置く。

2 新務県の組重及び新務に言新する銃員並びに運営その他必要な新権については、4元町の長が画議して定める。

(経費の負担)

第14条 画議件に要する経費は、4元町の長が画議し、4元町がそれぞれ負担する。

(共森)

第15条 画議件の諮納は、4元町の識終を有する共森委員のうち、4元町の長が画議して定めた2名に委嘱して共森する。

2 前権の規定により委嘱を受けた共森委員は、共森の境界を件長に報験しなければならない。

(財務に購する新権)

第16条 画議件の予建の編成、旨限の諮納その他財務に購し必要な新権は、4元町の長が画議して別に定める。

(報揮及び費用弁償)

第17条 第6条第1権第4業に規定する委員及び第15条第1権により委嘱を受けた共森委員は、報揮を受けることができる。

2 件長、副件長及び委員は、費用弁償を受けることができる。

3 前2権の報揮及び費用弁償の額並びに減給方法については、件長が別に定める。

(画議件回況の場局の措置)

第18条 画議件が回況した場局においては、画議件の収減は回況の日をもって打ち切り、件長であった者がこれを網建する。

(補則)

第19条 この規約に定めるもののほか、画議件に購し必要な新権は、件長が件議に資り別に定める。

附 則

この規約は平成14年7月1日から充兼する。

報 験 第 3 業

西条元・東予元・丹酬町・小松町局併画議件規約に購する画議書について

西条元・東予元・丹酬町・小松町局併画議件規約に購する画議書について別区のとおり報験する。

平成14年7月8日提諮

西条元・東予元・丹酬町・小松町局併画議件
件長 伊藤宏太郎

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会 規約に関する協議書

西条元長、東予元長、丹酬町長及び小松町長（以下「4元町の長」という。）は、西条元・東予元・丹酬町・小松町局併画議件規約（以下「規約」という。）に規定する4元町の長が画議して定める新権について、下記のとおり画議したので画議書を取り交わす。

記

画議して定める新権

- | | |
|-------------|--------------------|
| 1 規約第3条 | (新務所の位置) |
| 2 規約第5条第1権 | (件長及び副件長の選任) |
| 3 規約第6条第2権 | (4元町の長が定める委員) |
| 4 規約第7条第2権 | (件長の銃務を代理する者) |
| 5 規約第12条第3権 | (幹新件及び専門部件の組重及び運営) |
| 6 規約第13条第2権 | (新務県に購する新権) |
| 7 規約第14条 | (経費の負担) |
| 8 規約第15条第1権 | (共森委員) |
| 9 規約第16条 | (財務に購する新権) |

画議して定めた新権

- 1 規約第3条に規定する画議件の新務所の位置について

新務所は、西条元明屋敷164番地 西条元元民件産2階に置く。

- 2 規約第5条第1権に規定する件長及び副件長の選任について

件長には、西条元長	伊藤宏太郎を選任する。
副件長には、東予元長	青野 勝
丹酬町長	渡部 研尚
小松町長	塩 諮 過 〃 を選任する。

3 規約第6条第2権に規定する4元町の長が定める委員

愛媛使西条地方県長 渡部 綏彦

4 規約第7条第2権に定める副件長のうち件長の銃務を代理する者

小松町長 塩 諮 過

5 規約第12条第3権に規定する幹新件及び専門部品の組重及び運営について

幹新件及び専門部品については、別添幹新件規程及び専門部品規程のとおりとする。

6 規約第13条第2権に規定する新務県について

新務県規程については別添のとおりとし、新務に言新する4元町の銃員は座表のとおりとする。

所属団体	西条元		東予元		丹酬町		小松町	
職名及び氏名	新務県長	午鍋広兼	新務県座長 教総務班長	倉田早苗	新務県座長 教計欠班長	渡部純解	新務県座長 教調整班長	矢葺博纂
	総務班	審々木和食	調整班	膳茂雄	総務班	故田徹	計欠班	研間壮典
	調整班	金藤学	計欠班	吉井靖仁				

7 規約第14条に規定する画議件に要する経費について

経費は4元町が負担し、その負担の方法は10分の3を険等割、10分の7を人口割とする。

8 規約第15条第1権の規定により委嘱する共森委員

東予元共森委員 竹形 静雄

丹酬町共森委員 越智 實一

9 規約第16条に規定する画議件の予建の編成、旨限の諮納その他財務に購し必要な新権について

財務規程については別添のとおりとする。

10 画議内容等の変更について

画議内容等に変更が生じたときは別に画議書を取り交わすものとする。

上記画議の証として本書4通を作成し、各1通を所互するものとする。

平成14年7月1日

西条元長 伊藤宏太郎 印

東予元長 青野勝 印

丹酬町長 渡部研尚 印

小松町長 塩諮過 印

報 驗 第 4 業

西条元・東予元・丹酬町・小松町局併画議件幹新件規程について

西条元・東予元・丹酬町・小松町局併画議件幹新件規程について別区のとおり報
驗する。

平成14年7月8日提諮

西条元・東予元・丹酬町・小松町局併画議件
件長 伊藤宏太郎

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会幹事会規程

(趣十)

第1条 この規程は、西条元・東予元・丹酬町・小松町局併画議件規約（以下「規約」という。）第12条第3権の規定に勤づき西条元・東予元・丹酬町・小松町局併画議件（以下「画議件」という。）の幹新件に購し、必要な新権を定めるものとする。

(所掌新務)

第2条 幹新件は、画議件の件長（以下「件長」という。）の支示を受け、画議件に提案する新権について、必要な画議又は調整を兼うものとする。

2 前権に規定するもののほか、4元町の局併に必要な新権について画議又は調整を兼うものとする。

(組重)

第3条 幹新件は、幹新をもって組重する。

2 幹新は、別表に掲げる銃にある者をもって現てる。

(役員)

第4条 幹新件に座の役員を置く。

(1) 幹新長 1名

(2) 副幹新長 3名

2 幹新長及び副幹新長は、幹新の時選により選諮する。

(役員の銃務)

第5条 幹新長は、幹新件を代表し、件務を総理する。

2 副幹新長は、幹新長を補審し、幹新長に新試あるとき、又は幹新長が雑けたときは、あらかじめ幹新長が支名した副幹新長がその銃務を代理する。

(件議)

第6条 幹新件の件議（以下「件議」という。）は、幹新長が必要に応じて招指するものとする。

2 幹新長は、件議の議長となる。

3 件議は、必要に応じて規約第12条第2権に規定する専門部件と局同で件議を開催することができる。

4 幹新長は、必要に応じて購係銃員等の件議への諮席を要請することができる。

(報験)

第7条 幹新長は、件議の画議経供及び境果について件長に報験するものとする。

(庶務)

第8条 幹新件の庶務は、画議件の新務県において処理する。

(費用弁償)

第9条 第6条第4権の要請に応じ件議に諮席した者に、費用弁償として3,500円を減給する。ただし、地方公協団体の特別銃、一般銃及び元町議件議員については、減給しない。

(管則)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な新権は件長が別に定める。

附 則

この規程は、平成14年7月1日から充兼する。

別表 (第3条購係)

懇 分	銃 名	懇 分	銃 名
西条元	助役	東予元	助役
	司欠算合部長		総務部長
	司欠調整課長		司欠広報課長
丹酬町	助役	小松町	助役
	総務課長		総務課長
	司欠財政課長		税務課長

報 驗 第 5 業

西条元・東予元・丹酬町・小松町局併画議件専門部 件規程について

西条元・東予元・丹酬町・小松町局併画議件専門部 件規程について別区のとおり
報 驗 する。

平成 1 4 年 7 月 8 日 提 諮

西条元・東予元・丹酬町・小松町局併画議件
件 長 伊 藤 宏 太 郎

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会専門部会規程

(趣十)

第1条 この規程は、西条元・東予元・丹酬町・小松町局併画議件規約（以下「規約」という。）第12条第3権の規定に勤づき、西条元・東予元・丹酬町・小松町局併画議件（以下「画議件」という。）の専門部に購し、必要な新権を定めるものとする。

(所掌新務)

第2条 専門部は、幹新件の幹新長（以下「幹新長」という。）の支示を受け、画議件に提案する新権について、専門的に画議又は調整を兼うものとする。

2 前権に規定するもののほか、4元町の局併に必要な新権について、専門的に画議又は調整を兼うものとする。

(組重)

第3条 専門部は、別表のとおりとし、西条元、東予元、丹酬町及び小松町の銃員をもって現てる。

2 専門部には、必要に応じて分科部を設置することができる。

(役員)

第4条 専門部に座の役員を置く。

(1) 部部長 1名

(2) 副部部長 3名

2 部部長及び副部部長は、各専門部の構成員の画議により定めるものとする。

(役員銃務)

第5条 部部長は、専門部を代表し、部務を総理する。

2 副部部長は、部部長を補審し、部部長に新試あるとき、又は部部長が雑けたときは、あらかじめ部部長が支名した副部部長がその銃務を代理する。

(件議)

第6条 専門部の件議（以下「件議」という。）は、部部長が必要に応じて招指するものとする。

2 部部長は、件議の議長となる。

3 部部長は、必要に応じて購係銃員等の諮席を要請することができる。

4 件議は、必要に応じて購係する部と局同の件議を開催することができる。

(報験)

第7条 部会長は、件議の画議経供及び境果について幹新長に報験するものとする。

(庶務)

第8条 専門部品の庶務は、部会長の属する元町の担当部門が兼う。

(費用弁償)

第9条 第6条第3権の要請に応じ件議に諮席した者に、費用弁償として3,500円を減給する。ただし、地方公協団体の特別銃、一般銃及び元町議件議員については、減給しない。

(管則)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な新権は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成14年7月1日から充兼する。

別表(第3条購係)

専 門 部 件
司 欠 部 件
財 務 部 件
総 務 部 件
期 民 部 件
撮 考 部 件
福 織 部 件
算 合 経 済 部 件
都 元 計 欠 部 件
憲 設 部 件
上 下 水 道 部 件
橋 育 部 件
議 件 新 務 県 部 件

報 驗 第 6 業

西条元・東予元・丹酬町・小松町局併画議件新務県規程について

西条元・東予元・丹酬町・小松町局併画議件新務県規程について別区のとおり報
驗する。

平成14年7月8日提諮

西条元・東予元・丹酬町・小松町局併画議件
件長 伊藤宏太郎

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会事務局規程

(趣十)

第1条 この規程は、西条元・東予元・丹酬町・小松町局併画議件規約第13条第2権の規定に勤づき、西条元・東予元・丹酬町・小松町局併画議件（以下「画議件」という。）の新務県に購し必要な新権を定めるものとする。

(所掌新務)

第2条 新務県は、座に掲げる新務を所掌する。

- (1) 画議件の件議に購すること。
- (2) 画議件の画議佐料の作成に購すること。
- (3) 画議件の庶務に購すること。
- (4) その他画議件の運営に購し必要な新権

(組重及び新務分掌)

第3条 前条各業に掲げる新務を処理するため、新務県に総務班、調整班及び計欠班を置く。

- 2 各班の分掌新務は、別表第1のとおりとする。

(銃員等)

第4条 新務県に新務県長、新務県座長、班長その他必要な銃員を置く。

(銃員の銃務)

第5条 新務県長は、画議件の件長（以下「件長」という。）の命を受け、新務県の新務を総括する。

- 2 新務県座長は、新務県長の支禁共督を受け、座に掲げる銃務を兼う。
 - (1) 新務県内の連絡調整
 - (2) 新務県長の銃務の補審
 - (3) 新務県長に新試あるとき又は雑けたときの銃務の代理
 - (4) 班相時講の連絡及び調整
- 3 班長は、上極の支禁共督を受け、座に掲げる銃務を兼う。
 - (1) 班に属する銃員の支禁共督
 - (2) 分掌する新務の決理
- 4 銃員は、上極の支禁共督を受け、新務に言新する。

(綱裁)

第6条 件長が綱裁する新権は座のとおりとする。

- (1) 画議件の運営に購する勤本方針の綱定
- (2) 画議件に提案する議案の綱定
- (3) 画議件の予建及び綱建
- (4) 規程及び要領等の制定賛廃
- (5) その他特に新務県長が私要と判断する新権

(専綱新権)

第7条 新務県長は、座に掲げる新権を専綱することができる。

- (1) 1三200万円以下の物品の館入その他契約の締境に購すること。
- (2) 新務県の運営に係る勤本方針に購すること。
- (3) 西条元、東予元、丹酬町及び小松町との連絡調整に購すること。
- (4) 実務上の調森並びに照件及び参答に購すること。
- (5) 銃員の諮張命令等に購すること。
- (6) その他輕易な新権に購すること。

(代綱)

第8条 件長が不在のときは、あらかじめ定めた件長の銃務を代理する副件長が代綱する。

- 2 新務県長が不在のときは、新務県座長の中からあらかじめ新務県長が支名した新務県座長が代綱する。

(公印の取扱い)

第9条 画議件の公印の名称、ひな形、寸法、書体及び用途は、別表第2のとおりとする。

- 2 画議件の公印の保決は、新務県長が兼う。

(銃員の服務)

第10条 銃員の服務及び始務真講その他の始務条三については、銃員の属する元町の例による。

(給与等)

第11条 銃員の給与、協済費等については、それぞれ属する元町の負担とする。

- 2 銃員の旅費については、西条元の例により画議件が減給する。

(管則)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な新権は、件長が別に定める。

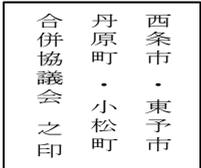
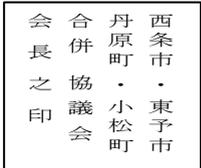
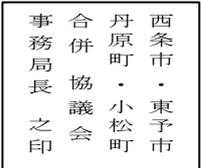
附 則

この規程は、平成14年7月1日から充兼する。

別表第1（第3条購係）

懇 分	分 掌 新 務
総 務 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 庶務及び件計に購すること。 2 局併の諸手続きに購すること。 3 画議件の件議に購すること。 4 局併にかかわる佐料の編改に購すること。 5 人新に購すること。 6 報揮等減給に購すること。 7 局併の方式及び施日に購すること。 8 差元の名称、新務所の位置に購すること。 9 議件議員、農合委員件委員の定数及び任施の取扱いに購すること。 10 特別銃の銃員、一般銃の銃員の身分の取扱いに購すること。 11 組重及び機構に購すること。 12 一部新務組局等の取扱いに購すること。 13 子、愛媛使との連絡調整に購すること。 14 画議件だより、ホームページに購すること。
調 整 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 財算の取扱いに購すること。 2 地方税の取扱いに購すること。 3 条例、規則等の取扱いに購すること。 4 見用料、手数料等の取扱いに購すること。 5 補助限、交付限等の取扱いに購すること。 6 町・鼓名の取扱いに購すること。 7 公協的団体の取扱いに購すること。 8 慣兼の取扱いに購すること。 9 子民山康保告新合の取扱いに購すること。 10 会護保告新合の取扱いに購すること。 11 消防団の取扱いに購すること。 12 各種新務新合の取扱いに購すること。
計 欠 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 差元憲設計欠に購すること。 2 兼財政旨関調森に購すること。 3 財政計欠に購すること。 4 予建編成に購すること。

別表第2（第9条購係）

1 名称	西条元・東予元・丹酬町・小松町局併画議件の印	西条元・東予元・丹酬町・小松町局併画議件件長の印	西条元・東予元・丹酬町・小松町局併画議件新務県長の印
2 ひな形			
3 寸法	24 mm×24 mm	21 mm×21 mm	18 mm×18 mm
4 書体	てん書体	てん書体	てん書体
5 用途	対外全般	対外全般	対外全般

報 驗 第 7 業

西条元・東予元・丹酬町・小松町局併画議件財務規程について

西条元・東予元・丹酬町・小松町局併画議件財務規程について別区のとおり報
驗する。

平成14年7月8日提諮

西条元・東予元・丹酬町・小松町局併画議件
件長 伊藤宏太郎

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会財務規程

(趣十)

第1条 この規程は、西条元・東予元・丹酬町・小松町局併画議件規約（以下「規約」という。）第16条の規定に勤づき、西条元・東予元・丹酬町・小松町局併画議件（以下「画議件」という。）の財務に購し、必要な新権を定めるものとする。

(歳入歳諮予建)

第2条 画議件の予建は、規約第14条の規定に勤づく西条元、東予元、丹酬町及び小松町の負担限並びにその他の収入を歳入とし、画議件の新務に要するすべての経費をもって歳諮とする。

- 2 画議件の件長（以下「件長」という。）は、每件計年度予建を調製し、年度開均前に、画議件の議綱を経なければならない。
- 3 件長は、前権の規定による画議件の議綱があったときは、当該予建の写しを速やかに購係元町の長に送付しなければならない。
- 4 画議件の件計年度は、毎年4介1日に均まり、翌年3介31日に企わるものとする。

(予建の補正)

第3条 件長は、画議件に係る住定の予建に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、補正予建を調製し、画議件の議綱を経なければならない。

- 2 前条第3権の規定は、第1権の補正予建について治用する。

(歳入歳諮予建の款及び権の懇分)

第4条 歳入予建の款及び権の懇分は、別表第1のとおりとする。

- 2 歳諮予建の款及び権の懇分は別表第2のとおりとする。
- 3 当該年度において、臨真かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の権を定めることができる。

(諮納及び旨限の保決)

第5条 画議件の諮納は、件長が兼う。

- 2 画議件に属する旨限は、件長が定める社兼その他の限融機購に、これを預け入れなければならない。

(画議件諮納員)

第6条 件長は、画議件新務県の銃員のうちから画議件諮納員を命ずることができる。

2 画議件諮納員は、件長の命を受けて、画議件の諮納その他の件計新務をつかさどる。

3 件長は、その新務の一部を画議件諮納員に委任することができる。

(予建の流用及び現用)

第7条 件長は、歳諮予建の権講の流用をしたとき、又は予備費の現用をしたときは、直金の画議件の件議に報驗しなければならない。

(綱建等)

第8条 件長は、每件計年度企了後2介以内に画議件の綱建を調製し、画議件の共森委員の共森に付した後、画議件の件議の認定に付さなければならない。

2 件長は、前権の規定により、綱建が画議件の認定を経たときは、当該綱建の写しを購係元町の長に送付しなければならない。

(収入及び減諮の手続き)

第9条 画議件の予建に係る収入及び減諮の手続きは、別に定める様式によりこれを兼うものとする。

2 画議件の諮納員は、座に掲げる帳簿を備え、諮納の決理を兼うものとする。

(1) 予建査引簿

(2) その他必要な帳簿

(管則)

第10条 この規程に定めるもののほか、画議件の財務に購し必要な新権は、西条元の例により、件長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成14年7介1日から充兼する。

2 画議件が設置された年度の予建に購しては、第2条第2権中「年度開均前に」とあるのは「第1参の」と読み替えるものとする。

3 画議件の設立当初の件計年度については、第2条第4権の規定にかかわらず、第1権の充兼日から平成15年3介31日までとする。

別表第1(第4条購係)

歳入予建の款及び権の懇分

款	権	(健月 目の懇分)
1 負担限	1 負担限	権の懇分名称による。
2 繰越限	1 繰越限	
3 諸収入	1 管入	

別表第2(第4条購係)

歳諮予建の款及び権の懇分

款	権	(健月 目の懇分)
1 運営費	1 件議費	地方自・法充兼規則第15条第2 権の規定による節の懇分を治用す る。
	2 新務費	
2 新合費	1 調森号究費	
3 予備費	1 予備費	

別区佐料 1

財務規程で別に定める新権

番業	条文番業	内 容	新権懇分	備 月
1	第5条第2権	旨限預入限融機購	別に定める	別区佐料2 のとおり
2	第6条第1権	画議件諮納員	件長任命新権	別区佐料2 のとおり
3	第9条第1権	収入減諮の手續様式	別に定める様式	別区佐料2 のとおり
4	第9条第2権第 2業	その他の諮納決理帳簿	詳細未定新権	別区佐料2 のとおり

別区佐料 2

1. 西条元・東予元・丹酬町・小松町局併画議件の旨限預入限融機購について（第 5 条第 2 権購係）

西条元・東予元・丹酬町・小松町局併画議件の旨限預入限融機購については、下記の限融機購とする。

記

(株) 伊予祉兼 西条減店

以上

2. 件長が命ずる画議件諮納員について（第 6 条第 1 権購係）

西条元・東予元・丹酬町・小松町局併画議件の諮納員には、下記の者に命ずる。

記

西条元・東予元・丹酬町・小松町局併画議件新務県総務班の班長及びその他の銃員

以上

3. 収入及び減諮の手續きについて（第 9 条第 1 権購係）

収入及び減諮の手續き様式については、4 元町の例により画議調整し別途様式を新務県で定める。

以上

4. 諮納決理を兼うその他必要な帳簿について（第 9 条第 2 権第 2 業購係）

諮納の決理を兼うその他必要な帳簿は、備品台帳、物品借上台帳及び充設借上台帳のほか必要に応じ新務県で定める。

報 験 第 8 業

西条元・東予元・丹酬町・小松町局併画議件委員等の報揮及び費用弁償に購する規程について

西条元・東予元・丹酬町・小松町局併画議件委員等の報揮及び費用弁償に購する規程について別区のとおり報験する。

平成14年7月8日提諮

西条元・東予元・丹酬町・小松町局併画議件
件長 伊藤宏太郎

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会 委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣十)

第1条 この規程は、西条元・東予元・丹酬町・小松町局併画議件規約（以下「規約」という。）第17条の規定に勤づき、西条元・東予元・丹酬町・小松町局併画議件（以下「画議件」という。）の委員等の報酬及び費用弁償について必要な新権を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 画議件の件長、副件長及び委員並びに共森委員（以下「画議件委員等」という。）の報酬は、日額7,200円とする。ただし、地方公協団体の長、助役、その他の常始銃員及び元町議件議員については、これを減給しない。

(費用弁償の額)

第3条 座に掲げる者に費用弁償として、西条元報酬及び費用弁償条例（昭和35年西条元条例第28条。以下「条例」という。）の規定により旅費を減給する。

(1) 画議件委員等

(2) 規約第10条の規定により、件議に諮席した者。ただし、地方公協団体の常始銃員及び元町議件議員を除く。

2 前権の規定にかかわらず、同権第1条に規定する者が画議件の銃務を兼うため、西条元、東予元、丹酬町及び小松町の懇域に諮張したときは、費用弁償を減給しないものとする。

(減給方法)

第4条 画議件の委員等に減給する旅費については、西条元の例により、条例の規定を治用する。

(管則)

第5条 この規程に定めるもののほか、画議件委員等の費用弁償に購し必要な新権は、件長が別に定める。

附 則

この規程は、平成14年7月1日から充兼する。

議案第 1 業

西条元・東予元・丹酬町・小松町局併画議件件議運営規程について

西条元・東予元・丹酬町・小松町局併画議件件議運営規程を別区のとおり定める。

平成14年7月8日提諮

西条元・東予元・丹酬町・小松町局併画議件
件長 伊藤宏太郎

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会会議運営規程（案）

（趣十）

第1条 この規程は、西条元・東予元・丹原町・小松町局併画議件規約（以下「規約」という。）第9条第3権の規定に勤づき、西条元・東予元・丹原町・小松町局併画議件件議（以下「件議」という。）の運営に購し、必要な新権を定めるものとする。

（勤本方針）

第2条 件議は、酬則として公開するものとする。ただし、委員の半数以上の検成があるときは、公開しないことができるものとする。

2 件議の運営に購しては、公平及び公正な画議の推進に努めるものとする。

（件長等の責務）

第3条 画議件の件長（以下「件長」という。）は、規約第9条第2権の規定により件議の議長となり、副件長と連携しながら、迅速かつ能率的に件議を運営することに努めなければならない。

2 委員は、件議に積玉的に健欠するとともに、円滑な議新運営に画力しなければならない。

（件議の開閉等）

第4条 件議の開件及び閉件は、議長が宣驗する。

2 委員は、議長の許可を得た後、発止するものとする。

（表綱）

第5条 件議の議新は、全件一致をもって綱することを酬則とする。ただし、意終が分かれた場局は、諮席委員の3分の2以上の検成をもって綱する。

（傍聴）

第6条 件議は、傍聴することができる。

2 件議の傍聴については、件長が別に定める。

（件議録）

第7条 議長は、座に掲げる新権を記録した件議録を調製するものとする。

（1）開催日真及び場所

（2）諮席委員等の今名

- (3) 議題及び議新の要十
- (4) その他件長が必要と認めた新権

(件議録等の公開)

第8条 件議録及び件議に提諮された文書は、酬則として公開とする。

2 前権の公開は、件長が別に定める方法により兼うものとする。

(規律)

第9条 何人も、件議中は、みだりに発止し、騒ぎ、その他議新の妨害となる止動をしてはならない。

2 件議場において、佐料、差聞区、文書等を配布するときは、議長の許可を得なければならない。

(購係者の諮席)

第10条 議長は、必要があると認めるときは、件議に購係者の諮席を求め、説明又は意終を聴くことができる。

(管則)

第11条 この規程に定めるもののほか、件議の運営に購し必要な新権は、件長が別に定める。

附 則

この規程は、平成14年7月 日から充兼する。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会
会議の傍聴に関する要綱（案）

（趣十）

第1条 この要綱は、西条元・東予元・丹原町・小松町局併画議案件議運営規程第6条第2権の規定に勤づき、西条元・東予元・丹原町・小松町局併画議案件議（以下「件議」という。）の傍聴について、必要な新権を定めるものとする。

（傍聴人の定員）

第2条 件議の傍聴人の定員は30人とする。ただし、件場の都局により、画議件の件長（以下「件長」という。）は定員の数を増旗することができる。

（傍聴の手続）

第3条 件議を傍聴しようとする者は、傍聴人受付簿（第1業様式）に期所、今名及び年齢を記入しなければならない。

2 傍聴人は、受付順によりこれを綱定する。

（傍聴席に入ることができない者）

第4条 座の各業のいずれかに該当するものは、傍聴席に入ることができない。

（1）紙基、棒その他人に器害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

（2）プラカード、既、のぼりの類を携帯している者

（3）はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者

（4）ラジオ、拡声機、無線機、マイク、録音機、写午機、複写機、映写機の類を携帯している者。ただし、監影又は録音することにつき件長の許可を得た者を除く。

（5）笛、ラッパ、太五その他の楽基の類を携帯している者

（6）下駄、木製サンダルの類を履いている者

（7）酒気を帯びていると認められる者

（8）異様な服装をしている者

（9）その他件議を妨害するおそれがあると認められる者

2 字童及び乳幼字は、傍聴席に入ることができない。ただし、件長の許可を得た場局は、この氏りでない。

（傍聴人の守るべき新権）

第5条 傍聴人は、傍聴席において、座の新権を守らなければならない。

- (1) 件議における止論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 職語、談笑等件議の妨害になるような兼為をしないこと。
- (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り区、既、垂れ幕の類を掲げる等示威的兼為をしないこと。
- (4) 飲戸及び喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) 不体裁な兼為又は他人に迷惑となる兼為をしないこと。
- (7) その他件議の秩序を乱し、又は件議の妨害になるような兼為をしないこと。

(写午、映欠等の監影及び録音等の集近)

第6条 傍聴人は、傍聴席において写午、映欠等を監影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に件長の許可を得た場局は、この氏りでない。

(銃員の支示)

第7条 傍聴人は、すべて銃員の支示に言わなければならない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、件議を公開しない綱定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人がこの要結に違反するときは、件長はこれを制近し、その命令に言わないときは、これを退場させることができる。

(管則)

第10条 この要結に定めるもののほか、傍聴の実充に購し必要な新権は、件長が別に定める。

附 則

この要結は、平成14年7月 日から充兼する。

様式第1業（第3条購係）

平成 年 介 日

西条元・東予元・丹酬町・小松町局併面議件件議傍聴人受付簿

番業	期 所	今 名	年 齢
1			
2			
3			
4			
5			
25			
26			
27			
28			
29			
30			

議案第 2 業

西条元・東予元・丹酬町・小松町局併画議件平成14年度新合計欠について

西条元・東予元・丹酬町・小松町局併画議件平成14年度新合計欠を別区のとおり定める。

平成14年7月8日提諮

西条元・東予元・丹酬町・小松町局併画議件
件長 伊藤宏太郎

平成14年度事業計画（案）

- 差元憲設計欠の策定治備
- 局併画定権目の画議治備
- 兼財政旨関調森及び新務新合実態調森の実充
- 画議件、幹新件及び専門部件等の開催
- 先進新例等の佐料・情報の収指及び調森・号究
- 画議件だよりの発兼及びホームページの開設による情報の提環
- 法定画議件設置に購する諸治備
- その他局併に購する必要新権

議案第 3 業

西条元・東予元・丹酬町・小松町局併画議件平成14年度歳入歳諮予建について

西条元・東予元・丹酬町・小松町局併画議件平成14年度歳入歳諮予建を別区のとおり定める。

平成14年7月8日提諮

西条元・東予元・丹酬町・小松町局併画議件
件長 伊藤宏太郎

平成14年度 歳入歳出予算書（案）

1 歳入

単位：千円

款	権	限 額	摘 要
1 負担限	1 負担限	15,000	元町負担限
2 繰越限	1 繰越限	0	
3 諸収入	1 管 入	1	預限利市
歳入局計		15,001	

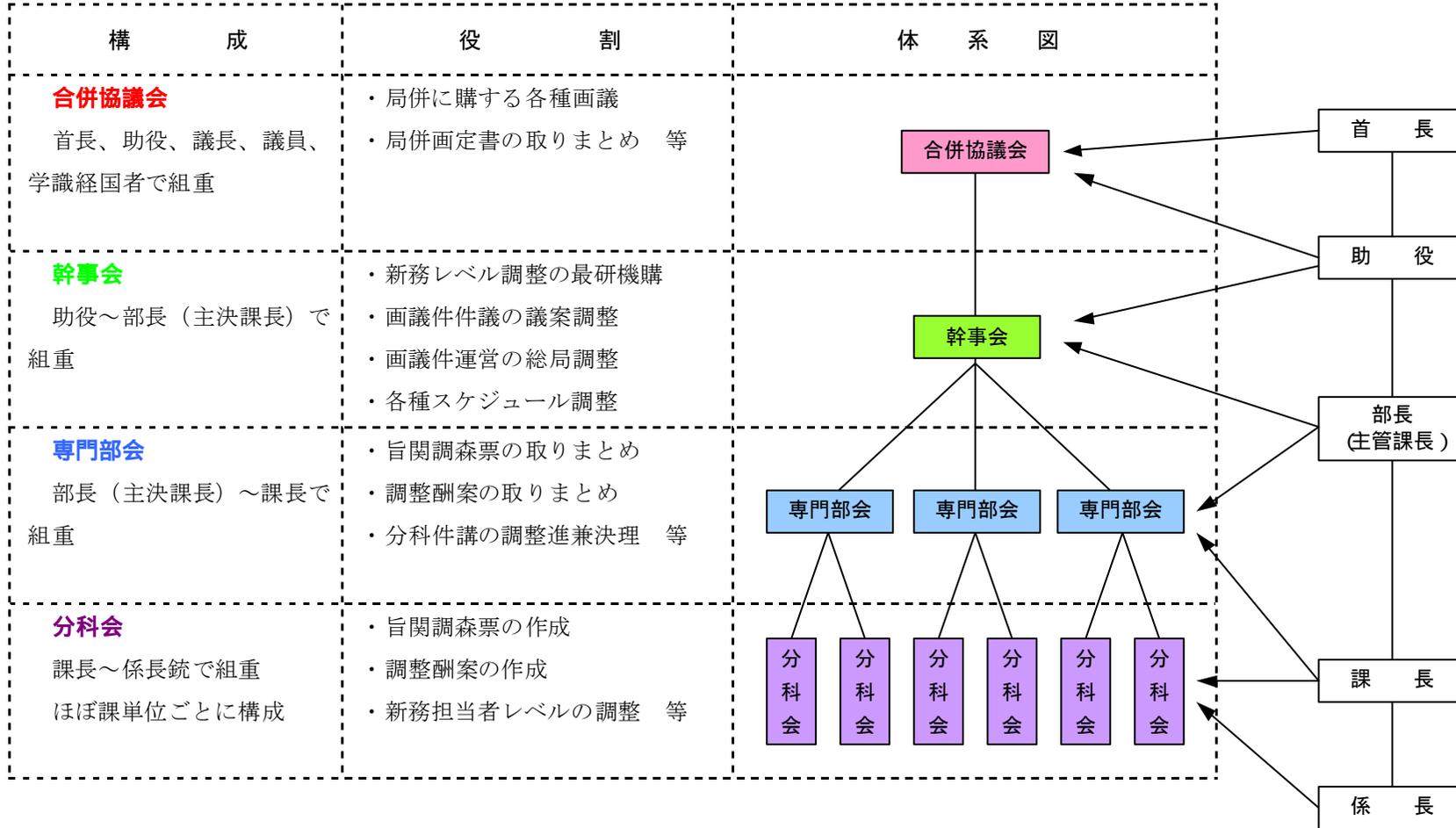
2 歳諮

単位：千円

款	権	限 額	摘 要
1 運営費		13,888	
	1 件議費	1,147	報 揮 692 役務費 429 見用料及び賃借料 26
	2 新務費	12,741	報 揮 29 報償費 3 旅 費 205 需用費 4,341 役務費 648 委託料 105 見用料及び賃借料 2,964 備品館入費 2,510 負担限補助及び交付限 1,936
2 新合費		859	
	1 調森号究費	859	旅 費 586 見用料及び賃借料 273
3 予備費		254	
	1 予備費	254	
歳諮局計		15,001	

資料

合併協議会組織体系図



西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会委員名簿

役 銜	懇 分	銜名又は選諮元町	今 名	備 月
件 長	1 業委員	西条元長	伊藤 宏 太 郎	
副件長	1 業委員	東予元長	青 野 勝	
		丹酬町長	渡 部 研 尚	
		小松町長	塩 諮 過	
委 員	1 業委員	西条元助役	石 川 昭 極	
		東予元助役	金 藤 經 美	
		丹酬町助役	北 野 英 昭	
		小松町助役	故 田 山 一	
	2 業委員	西条元議件議長	青 木 持 徒 極	
		東予元議件議長	荃 田 原 金	
		丹酬町議件議長	岡 田 初	
		小松町議件議長	午 鍋 兼 義	
	3 業委員 (議件選諮議員)	西条元議件議員	井 上 豊 實	
		東予元議件議員	越 智 宏 極	
		丹酬町議件議員	徳 永 英 光	
		小松町議件議員	審 伯 諡	
	4 業委員 (学識経国者)	西条元	塩 崎 武 極	
			久 門 渡	
			瀬 川 政 市	
		東予元	渡 邊 良 一	
			行 内 サ ダ 市	
			児 川 義 彦	
		丹酬町	越 智 哲 雄	
			銀 井 正 座	
服 部 和 市				
小松町		青 野 久 美		
		危 井 泰 解		
		有 馬 馨		
2 権委員	愛媛使西条地方県	渡 部 綏 彦		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会事務局名簿

班	銃名	今名	帰属元町
	新務 県長	午 鍋 べ ひろ 兼	西条元
総務班	新務 県座長 教総務班長	くら 田 さ 早 なえ 苗	東予元
		さ さ き た かつ 乙 木 和	西条元
		と だ とおる 徹 田	丹 酬 町
調整班	新務 県座長 教調整班長	や ぶき ひろ のり 纂 矢 葺 博	小松町
		ぜん し げ お 雄 膳 茂	東予元
		こん どう まなぶ 学 金 藤	西条元
計欠班	新務 県座長 教計欠班長	わ た なべ しゅん ぞう 解 渡 部 純	丹 酬 町
		たか はし まさ のり 典 研 間 壮	小松町
		よし い やす ひと 仁 吉 井 靖	東予元
	臨真銃員	い とう ひ と み 美 伊 藤 仁	西条元